

平成23年第2回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成23年3月22日（火曜日）

議事日程（第7号）

平成23年3月22日（火）午前10時00分開議

第 1 議案第17号撤回の件

第 2 議案第76号

第 3 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第4号、議案第5号、議案第7号から議案第9号、議案第22号、議案第24号から議案第29号、議案第35号、議案第39号、議案第56号、議案第62号、議案第65号から議案第68号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第10号から議案第12号、議案第57号から議案第59号、議案第63号、議案第64号、議案第69号、請願第2号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第13号から議案第15号、議案第18号から議案第21号、議案第23号、議案第30号、議案第31号、議案第36号から議案第38号、議案第60号、議案第61号、議案第70号、議案第76号

第 4 議案第71号

第 5 議案第72号

第 6 議案第73号

第 7 議案第74号

第 8 発議案第1号

（航路問題特別委員会委員選任の報告）

第 9 発議案第2号

第10 議案第77号、議案第78号

第11 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第78号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第77号

第12 委員会の閉会中の継続審査の件

第13 議員の派遣

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（28名）

1番	松本正勝	君	2番	中川直美	君
3番	中村剛一	君	4番	白杵克身	君
5番	金田淳一	君	6番	浜田正敏	君
7番	廣瀬	擁君	8番	小田純一	君
9番	小杉邦男	君	10番	大桃一浩	君
11番	中川隆一	君	12番	岩崎隆寿	君
13番	中村良夫	君	14番	若林直樹	君
15番	田中文夫	君	16番	金子健治	君
17番	村川四郎	君	18番	猪股文彦	君
19番	川上龍一	君	20番	本間千佳子	君
21番	金子克己	君	22番	根岸勇雄	君
23番	近藤和義	君	24番	祝優雄	君
25番	竹内道廣	君	26番	加賀博昭	君
27番	佐藤孝	君	28番	金光英晴	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎	君	副市長	甲斐元也	君
教育長	白杵國男	君	総合政策監	山齋藤元彦	君
会計管理者	本間佳子	君	総務課長	山田富巳夫	君
総合政策課長	小林泰英	君	行政改革課長	中川和明	君
島づくり推進課長	金子優	君	世界遺産推進課長	北村亮	君
財務課長	伊貝秀一	君	地域振興課長	計良孝晴	君
交通政策課長	佐々木正雄	君	市民生活課長	佐藤弘之	君
税務課長	田川和信	君	環境対策課長	児玉龍司	君
社会福祉課長	新井一仁	君	高齢福祉課長	佐藤一郎	君
農林水産課長	金子晴夫	君	観光商工課長	伊藤俊之	君
建設課長	渡邊正人	君	下水道課長	和倉永久	君
学校教員課長	山本充彦	君	社会教育課長	渡邊智樹	君

両管津病院 管理部長	塚	本	寿	一	君	選挙管理 委員会 事務局長	藤	井	雄	一	君
農業委員 事務局長	島	川		昭	君	消 防 長	金	子	浩	三	君
危機管理 主任	本	間		聡	君						

事務局職員出席者

事務局 長	池		昌	映	君	事務局次長	歌		重	一	君
議事調査 係 長	中	川	雅	史	君	議事調査係	太	田	一	人	君

午前10時00分 開議

○議長（金光英晴君） ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（金光英晴君） このたびの東北地方太平洋沖地震では、東北地方を中心に発生した津波や火災等により甚大な被害を受け、多くの方々がお亡くなりになりました。ここに深い哀悼の意をあらわし、ご冥福をお祈りするために黙禱を捧げたいと思います。ご起立をお願いいたします。

黙禱。

〔黙 禱〕

○議長（金光英晴君） 黙禱を終わります。
ご協力大変ありがとうございました。ご着席願います。

議会運営委員長の報告

○議長（金光英晴君） ここで議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。
議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

○議会運営委員長（中川隆一君） おはようございます。去る3月18日に議会運営委員会を開催し、本日の会期日程の一部追加について協議した結果をご報告いたします。

お手元に配付した会期日程表をごらんください。この後、中川直美議員の申し出に伴う発言の訂正について、お手元に配付したとおり議長より報告があります。次に、先般の議員懇談会において執行部より申し出のあった議案第17号 佐渡市営住宅条例の一部改正の撤回を行い、直ちに同条例の一部を変更して議案第76号として再提案し、提案理由の説明、質疑、委員会付託を行います。その後、同条例の審査のため、産業建設常任委員会を開催し、終了後に先議案件以外の議案に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行います。人事案件終了後、発議案第1号 航路問題特別委員会設置の上程を行います。次に、発議案第2号 意見書の提出の後、先般の議員懇談会で説明のあったとおり、東北関東大震災被災者受け入れに関する追加議案第77号 佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第78号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）についての上程、提案理由の説明、議案質疑、委員会付託を行い、委員会審査に入ります。終了後に追加議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

発言の訂正

○議長（金光英晴君） 次に、中川直美君から、3月9日の一般質問における一部発言について、お手元に配付した資料のとおり訂正したい旨の申し出がありましたので、佐渡市議会会議規則第65条の規定に基づき、議長においてこれを許可いたしましたことをご報告いたします。（該当箇所230頁の下線部。配付資料のとおり訂正済）

日程第1 議案第17号撤回の件

○議長（金光英晴君） 日程第1、議案第17号撤回の件を議題といたします。

市長から撤回理由の説明を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、3月2日に提案しました議案第17号でございますが、佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての1議案について、今回の東北地方太平洋沖地震の影響により、現在建替工事を行っている吉井住宅の資材搬入のめどが立たず、今年度中の竣工が困難であると判断したことから、撤回の承認を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第17号撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号撤回の件については、これを承認することに決しました。

日程第2 議案第76号

○議長（金光英晴君） 日程第2、議案第76号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第76号を上程させていただきます。

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、老朽化が著しい市営住宅の用途を廃止するとともに、吉井住宅建替事業の施行に伴う吉井住宅の竣工後における管理をするために条例の一部を改正するものであります。吉井住宅につきましては、東北地方太平洋沖地震の影響で完成が遅れることから、当該住宅に関する改正規定の施行日を規則で定める日から施行するものといたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（金光英晴君） これより質疑に入ります。

議案第76号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第76号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第76号は、お手元に配付の委員会追加付託表（その1）のとおり、

産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで委員会審査のため、暫時休憩といたします。

午前10時08分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（金光英晴君） 再開します。

日程第3 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第4号、議案第5号、議案第7号から議案第9号、議案第22号、議案第24号から議案第29号、議案第35号、議案第39号、議案第56号、議案第62号、議案第65号から議案第68号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第10号から議案第12号、議案第57号から議案第59号、議案第63号、議案第64号、議案第69号、請願第2号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第13号から議案第15号、議案第18号から議案第21号、議案第23号、議案第30号、議案第31号、議案第36号から議案第38号、議案第60号、議案第61号、議案第70号、議案第76号

○議長（金光英晴君） 日程第3、これより各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小杉邦男君。

〔総務文教常任委員長 小杉邦男君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第4号 佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、国の制度に準じたものとするため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第5号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、非常勤の特別職の職員として、国際交流事業の促進及び外国人旅行客の誘致を図るために任用する国際交流員、語学指導等を行う外国語指導助手及び公民館運営審議会委員の報酬を定めるため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、次の意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。意見。別表第1中、36及び37の項の報酬の額は、下限のみを定める改正であるが、条例は定額、または上限も定めることが本旨である。早急に検討し、本条例を改正すること。

議案第7号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市債の償還終了に伴い、用地先行取得事業として経理を区分する必要がなくなった土地取得特別会計、財産区の解散が行われ

た坊ヶ浦財産区特別会計及び予算執行の見込みがなくなった空港用地取得補償特別会計を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第8号 佐渡市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、土地開発基金が所属する土地取得特別会計の廃止に伴い、当該基金の所属を一般会計とする必要が生じたため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第9号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより、佐渡市ケーブルテレビ放送施設をより効率的に維持管理するため、施設の運営について指定管理者による施設管理を可能とするために、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第22号 佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市議会議員及び市長の選挙における候補者の選挙運動の機会均等や負担軽減を図るため、公職選挙法に規定されている選挙運動のために使用される自動車について公費負担とすることができるよう条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第24号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成24年4月から前浜小学校と前浜中学校及び内海府小学校と内海府中学校をそれぞれ連携校として開設、平成25年4月から金井小学校と金井吉井小学校の2校及び畑野小学校、後山小学校、小倉小学校の3校をそれぞれ統合するため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第25号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、社会教育法の規定による公民館運営審議会の設置及び文言整理等のため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第26号 佐渡市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、歴史民俗資料館のうち金井歴史民俗資料館を公の施設としての用途を廃止し、研究目的等の収蔵庫として利用するため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第27号 佐渡市相川技能伝承展示館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、相川技能伝承展示館で行う事業に要する使用料の見直し及び関連する文言整理のため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第28号 佐渡市相川文書館条例及び佐渡市立明治記念堂条例を廃止する条例の制定について。本案は、相川文書館及び明治記念堂を公の施設としての用途を廃止し、有形文化財として保存するため、条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第29号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、大阪府での雑居ビル火災を教訓に、カラオケボックス等の個室型店舗の避難管理のための新たな措置を規定するため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第35号 財産の無償譲渡について（旧地方青年の家敷地）。本案は、旧地方青年の家跡地を地元認可地縁団体へ無償譲渡することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第39号 佐渡市辺地総合整備計画（平成22～24年度）の変更について。本案は、平成22年度から平成24年度までの佐渡市辺地総合整備計画を変更するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第56号 平成23年度佐渡市一般会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ464億円と定めるものであります。平成22年度当初予算に比べ、43億7,000万円、率にして10.4%の増となるものであります。歳入の主な費目別構成は、市税53億6,400万4,000円、地方交付税209億円、市債85億8,420万円であり、歳出の主な目的別構成は、民生費95億6,741万4,000円、衛生費56億2,585万1,000円、教育費71億2,515万7,000円、公債費73億5,718万7,000円であり、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、審査において付した意見は次のとおりであります。

意見。総務文教委員会。今般東北地方を中心とする未曾有の大震災が発生し、その影響が懸念される。予算執行に当たっては、先行きをよく見定め、経費の節減に努めるとともに、事業効果が上がるよう早急に執行できる体制を整えること。1、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、航路対策事業について。小木直江津航路に多額の補助が計上されているが、費用対効果を踏まえ、国の制度も有効に活用し、実効が上がるよう執行すること。また、離島航路船舶建造事業補助に当たっては、議会の意向も踏まえ、市と十分協議をして補助事業を実施するよう事業者を求めること。

2、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、両津埠頭地区開発事業について。維持管理の収支内容、運営方法等が明確になっていない。基本設計の内容が固まったときは、実施設計発注前に当委員会に設計の詳細な報告を求める。

3、2款総務費、1項総務管理費、11目空港対策費について。空港対策事業について、離島航空路確保対策補助事業は、利用率を上げるため、航空運賃の設定等、実効性のある対策を検討し、実施すること。

4、2款総務費、1項総務管理費、13目防災対策費について。緊急情報伝達システム整備事業について、今回の大震災を踏まえ、執行部の案を基本として防災の効果が上がるものとなるよう検討すること。

5、10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費について。体育施設整備事業において、フットサル等のための多目的施設整備が計画されているが、近隣に類似する施設もあることから、地元への譲渡や地元管理を含め、維持管理費がかからない方策を検討すること。

市民厚生常任委員会。1、4款3項3目（病院費）、佐渡総合病院移転新築事業補助金13億円について。厚生連の佐渡総合病院移転新築事業について、佐渡市は平成21年度から総額17億円の補助金を支出しているが、本補助金が支出されれば、平成20年に佐渡市が厚生連に対し約定した30億円の財政支援は完遂する。しかし、平成20年12月に地域医療体制検討特別委員会から、及び平成22年3月に当委員会から、再三にわたり、新潟県に財政負担を求めるよう申し入れてきたが、これまでのところ実現されていない。当委員会としては、離島である佐渡圏域の特殊性から、県の財政支援は当然の行政責任と認識しており、このような県の対応は誠に遺憾である。よって、当委員会としては、新佐渡総合病院の竣工までになお数カ月の期間があることから、新潟県に対し、再度強力に財政支援を要請し、その結論を得るまで、本補助金の執行を延期するよう求めるものである。

2、3款1項1目（社会福祉費）、施設整備工事961万円について。本工事は、導水管敷設に関するもの

であるが、いこいの村の開廃については、いまだ市の方針が不明確である。よって、早急に当該方針を決定し、それまでの間、本工事請負費の執行については見合わせるよう申し入れる。

3、3款1項2目（老人福祉費）、安全安心地域推進事業574万9,000円について。本事業は、医療、福祉、介護の拠点づくりのため、羽茂地区においてモデル事業として新潟大学との官学連携により各種事業を進めるものであるが、縦割りを廃し、関係課がよく連携するとともに、地域と協働して事業を進捗するよう求める。

産業建設常任委員会。はじめに、今回の東北関東大震災により島内経済、島民生活への大きな影響が懸念される。このことから、産業関係全般に関わる予算執行について特段の配慮を行うよう求めるものとする。

1、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費。介護雇用プログラム事業委託料（6,529万4,000円）について、島内の介護関係の求人募集は多い状況にあることから、当該事業の周知を徹底し、雇用の創出に努めること。

2、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費。埋設農薬最終処理事業（8,105万9,000円）については、国の薬事行政に起因したものの処理であり、地方自治体が負担すべきものではないと思料する。このことから、処理にかかる費用は国費負担とするなど、国に強くその責任を求めること。

3、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費。商工会補助金（4,000万円）については、そのほとんどが人件費等、商工会組織運営のための支出と見受けられる。今後商工会統合を視野にいれるとともに、商工振興のために有効活用されるよう指導を行うこと。

4、7款商工費、1項商工費、3目観光費。観光費については、予算総額が2億4,442万6,000円となっているが、今回の東北関東大震災による佐渡観光への大きな影響が懸念される。このことから、実効性のある観光誘客を行うため、予算の組み替えも含み、事業展開を図ること。

5、7款商工費、1項商工費、5目まちづくり交付金事業費。まちづくり交付金事業（1億7,696万9,000円）については、5カ年計画の最終年度となるが、町並み等の修景事業は完成されたものとは言えない。今後も世界遺産推進課と連携を図り、事業の推進を行うこと。

終わりに、今回の震災で被災された方々のために、島内の公共施設及び宿泊施設等を利用した被災者の受け入れについて早急に検討すべきである。

議案第62号 平成23年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,210万円とするものであります。歳入の主なものは、負担金及び使用料1億1,587万6,000円、一般会計繰入金1億4,393万円、歳出では人件費、事務費等6,344万9,000円、番組制作費4,196万6,000円、施設管理費及び整備費7,522万6,000円、公債費8,045万9,000円等を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第65号 平成23年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49万5,000円とするものであります。歳出の主なものは、管理会費等の経常的な経費であり、その財源としては基金繰入金及び財産収入等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第66号 平成23年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額を

それぞれ874万5,000円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会費等の経費であり、その財源としては受託事業収入、基金繰入金及び財産収入等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第67号 平成23年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,087万8,000円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び財産管理費等の経費であり、その財源としては受託事業収入及び財産収入等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第68号 平成23年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ672万3,000円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会費等の経費であり、その財源としては受託事業収入及び財産収入等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（金光英晴君） これより質疑に入ります。

議案第56号 平成23年度佐渡市一般会計予算について質疑の通告がありますので、初めに田中文夫君の発言を許します。

田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 総務文教常任委員長に質問いたします。

一般会計予算について、2款総務費、1項総務管理費、11目空港対策費について、空港対策事業については、離島航空路確保対策補助事業は、航空運賃設定等利用率を上げるため、実効性のある対策を検討し、実施することという意見が付してございます。これだけでは何をおっしゃっているのか全く意味が不明でございますが、つらつら考えますに、いわゆるこの費用の中の19節、佐渡・新潟便のことについて触れているのかというふうに推察しますが、この新潟・佐渡便については、慢性的な赤字で、3年前に廃止したものがこのたび再開の運びとなったということで、県、市から6,500万の補助金は来て、1日4回、シーズンオフは3回ということですが、飛ばすというものだそうですが、定員9人、搭乗率は大体5割ぐらいでペイできるという試算のようです。考えてみますに、交流人口の拡大に資すとも思えませんし、羽田便や2,000メートル化への布石になる確約もないという状況の中で、利用客をVIP待遇で1日40人ぐらい往来させるということのようですが、果たしてこれにどのような意味があるのかどうか疑問に感じます。

議会で空港対策特別委員会を設置しておりましたが、この空路再開については、2,000メートル化促進、いわゆるPI実施の条件をすべしという取りまとめをしていたはずですが、総務文教常任委員会では、利用率を上げる実効策の検討を要求するという程度の意見でお茶を濁しておりますが、この態度には極めて疑問と不満を感じます。まして私の周囲にいらっしゃる市民の方々の声を聞きますと、飛行機よりは船を充実させてほしいと。運賃をもっと安く、利便性の高いものにしてほしいという要望、希望のほうが多いわけです。そのような中でこの予算を認めるということですので、市民に納得のいく、わかりやすいご説明を求めたいと思います。具体的には、補助金に見合うどのような効果が期待できるのか。2,000メートル化促進策として評価できるのか。市民が期待、賛成していると考えておるのかという点についてお聞きします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 田中議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点は、佐渡・新潟便の今回の予算計上の補助金が費用と効果に見合うものかどうかと、こういう質問であります。本会議でも一定の議論をされ、委員会でも議論はいたしました。委員会としては、執行部説明を受けての1点は緊急時のお医者さんの派遣等に対応が可能になるだろうと。島民の空路利用による利便性が高まるのではないかと。さらには、輸送人員は少ないといいながら、空路利用による観光客の一定の増加も予測はされると。佐渡汽船の欠航時の代替機能も果たすのではないかと。このようなことを説明を受けて、そういう効果もあるだろう、こういう判断をいたしましたということであります。

それから、2点目の2,000メートル化の促進策については、これは特に本佐渡・新潟空路予算と直接結びつけた議論はされませんでした。

それから、3点目の市民が就航を期待しているか、賛成しているか、このことについては、特にこの再開航路について市民アンケートをとったというような実績はありませんので、委員会としてはそのあたりの正確な意向については十分とらまえておりません。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 2回目の質疑を許します。

田中丈夫君。

○15番（田中丈夫君） 今のご返事を聞いて極めてがっかりいたしました。さきに新潟・佐渡間の便については、就航していたという事実があって、極めて赤字で、具体的に今お答えいただいた意義があるということとは違って、極めてそのような意義そのものは無意味に近いという判断の中で、この赤字を補てんするための補助金を出すことはまかりならぬということで廃止に至った航路というふうを考えておるわけですが、あえてそれにもかかわらず、3年後にその意義が再び浮上してきて有意義なものだという判断をしたその理由はよくわかりません。その点においてもう少し有意義性を訴えていただきたいというふうに思われることが1つ。

あとは、議会の総意ではございませんが、特別委員会を設置して、この間佐渡の空港の拡充問題として検討を重ねてきた結果として、この佐渡・新潟便については、2,000メートル化、あるいは羽田便へ少なくとも布石になるというふうなことならば致し方なからうというふうなことで、少なくとも一歩進めるといふ点で、PIを条件として認めるべきだといふふうな、そういった流れがあったように記憶をしておるわけです。そのことも踏まえていないといふのはなぜなのか。それをまず2点について改めて問い直しをしたいのですが。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 田中議員にお答えをいたします。

繰り返すようですが、空港航路就航の効用については、先ほど申し上げたような、そういう条件は一定のものは果たすだろうと、こういう認識であります。確かに言われるように、最初からこれだけの高額な補助金を出さなければ運行できないという、こういう航路であります。そういう費用負担につい

では、一定の問題点があるというふうにそれぞれ委員は承知をいたしておりますが、今離島の特殊性からいってこの便が飛ぶことはそれなりの意味合いがあると、こういう認識に立ったというふうに考えているところであります。

それから、2,000メートルとの関連については、先ほど議論しませんでしたと言いましたが、それぞれ委員の皆さん方には、今まで議論されてきた本会議での議論、それから委員会でもこれを取り上げて特に関連づけた議論はされませんでした。皆さんの中には当然佐渡・新潟便は2,000メートル化の考え方がベースになればいけない、こういう認識に立っていることは間違いない。ですから、今後はこのことを足がかりに、さらに2,000メートルが可能になるような、P I も含めた、そのことの実現というのは当然考えられていると、こういうふうにご理解を願いたい。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 3回目の質疑を許します。

田中文夫君。

○15番（田中文夫君） これ以上お聞きしても納得のいくご説明というのはなかなかいただけないだろうというふうに思われますので、もう一点だけ。1日40人前後の方を、ご本人たちには、ジェットfoilに見合うようなお金といいますから、六千二、三百円でしょうか、を出していただいて、なおかつ県と市で年間6,400万の補助金をつける。それを上乗せして考えますと、私の計算でいくと、カーフェリーの特等席待遇の方が1日40人利用するわけです。つまり佐渡から新潟へ飛んでいただく、あるいは新潟から佐渡に来ていただく方々に、そのような待遇をしてまで飛んでいただくことに、その一人一人の方々がそれなりの佐渡にとって有益なものをもたらす。確かに先ほどお医者さんがどうのこうのとおっしゃいましたが、その方々だけの需要ならば、まだもっと違った考え方や方法もあろうかと思われまして、私推測するに、新潟県知事は飛行機の飛ばない飛行場は要らないと言っているそうですから、このまま飛行機が飛ばないと佐渡空港は廃止になるなというような危機感を持って、ならば何とか生かすためにというのは、そういった危機感があつたようにも見受けられないので、すごく市民にとってはもう少し例えばジェットfoilの料金を半分にさせていただくとか、あるいは少なくともビジネス用に、朝については少し1時間を40分で走ってもらうとか、そういった形の対応をしていただくことで、対飛行機と同等の、あるいはそれにまさるとも劣らないような利便性も確保できるとお考えになっている方が多いものですから、改めて市民に一言この件について納得をいただくようなお話をいただけるならば、いただきたいと思いますが。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 私の答弁の範囲を超えている要請だと思いますが、今田中議員がおっしゃった後段の部分は同感であります。そのようにぜひ、ある面ではさまざまところで今おっしゃるようなことが実現されるように努力を、総務文教常任委員会ではもちろんそういう議論をいたしたいと思っておりますし、ぜひお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 次に、中川直美君の発言を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 23年度の一般会計予算案について質疑を行います。

今ほど委員長のほうからも委員長報告があり、意見もついている点であります。総務費の防災対策費にかかわる緊急情報伝達システム整備事業についてであります。今東日本大震災が起こったさなかでありますから、市民の関心も非常に高いものだと思いますが、この間、我々が聞いているのは、防災対策を含め、情報伝達システム、予算の総額では約10億円ぐらいになるかというふうに伺っているのですが、そこで意見に付している内容についてお尋ねをしたいと思えます。執行部の案を基本として進めるべきだと指摘をしていますが、具体的にはどのような全体像となるのか。

2番目では、執行部の上程のときの説明では、防災機能とコミュニティー放送機能というふうに私は理解をしたのでありますが、この辺はきっちり分けて考えないといけないかというふうに思っていますが、この点の基本はどのようになるのか。

3点目、ご案内のとおり、情報機器や端末デバイスの日々の発展は大変すばらしいものがあります。今回の伝達システムは片方向、つまり一方方向から市民にしか情報が伝わらないという形であります。今時代の流れと技術発展の流れは双方向型が常識だというふうに私は考えるわけであります。確かに今現時点では費用が双方向のほうが高いというのもあるのですが、薄型テレビを見てもわかるように、あっという間に値段等も安価になるというふうに考えますが、この点はどのようになっているのか、この3点についてお尋ねをします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 中川議員の質問にお答えいたします。

執行部案を基本としてとは具体的にどのような全体像であるかと、こういうことではありますが、今提案されているシステム整備事業は、ケーブルテレビ回線、佐渡テレビの回線を利用する緊急情報伝達システム、FM告知方式というものであります。を基本とすると。そして、今中川議員の指摘のように、今回提案されているのは設計予算であります。全体事業費としては10億円だと、このように聞いているところであります。

2点目には、防災とコミュニティー放送としているが、基本はどうなるのかということですが、これについては、災害時は防災のための緊急伝達手段として機能するものであり、通常の平常時にはグループ放送というような方式でもって、それぞれの地域を限って地域情報を伝達すると、こういうことも可能であるし、そういう対応をしたいと、こういうことでありました。

3点目の情報の流れが双方向型が進んでいるのだと、こういうご意見であります。今回提案された佐渡市のシステムは、片方向性、双方向型ではないと、こういうことあります。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 2回目の質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 私は、このシステム自体を反対をしているわけではないのでありますが、今の技術進歩のときに当たって本当にどうなのかという角度でただしているのですが、そこでひとつお尋ねをしたいのは、大体片方型のラジオみたいな、私から言うと何か古い形の端末機を全世帯に配るといような、

一気にやるというのは全体像だったというふうに私は思うのですが、つまり1万8,000円掛ける2万5,000世帯という話になるのですが、そういったふうな全体像になっているのかという点が1点。

2点目は、資料としていただいた中には、FM告知放送については何かないみたいな気がしたのですが、ページング放送だけかなというふうに思ったのですが、FM告知放送は実際にあるのか。

3点目は、どうせ入れるのですから、今後双方向型になって福祉の分野でも大いに活用できるのではないかと思います。ケーブルテレビとの関連では具体的にどのようなようになるのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） お答えをいたします。

伝達システムについては、今ほど中川議員の指摘のように各世帯に1万8,000円の機器を設置をすると、こういう方法だというふうに言われておるところであります。

それから、双方向については、今ほど指摘のように倍額の費用、事業費がかかると、こういうふうにも聞いております。私どもとしては、特に今般の災害を受けて、いつ災害来るかわからないという現状を考えると、日常考えると、急いでやはり佐渡としては災害対応する必要がある。この手段として今回の事業が必要だと、こういうふうに委員会としては全体で判断をいたしました、こういうことであります。

以上です。

○議長（金光英晴君） 3回目の質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 最後に1点聞きます。

防災対策とコミュニティ関連は、私区別をしてきっちり考えて構築していく必要があると考えていますが、ただ費用の面もあるのですが、1995年の阪神大震災、あるいは2004年の台風24号のコウノトリで有名な豊岡、あるいは2007年の中越、あるいは2008年の岩手の宮城内陸地震、また2010年の奄美豪雨でも、このとき一番有効だったと言われているのがミニFM局なのです。今でも今回の震災でもやっぱりラジオが一番有効だというふうに言われているので、そういった点の検討はされましたか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 中川議員にお答えしますが、今言われているようなことについては、細かくは議論はいたしませんでした。

以上です。

○議長（金光英晴君） 次に、加賀博昭君の発言を許します。

加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） 総務文教常任委員長の報告のうち、市民厚生常任委員会がつけた意見についてお尋ねいたします。

このたび佐渡病院に対して13億円の予算を執行すべく予算書に計上してあります。ところが、意見を見ますと、13億という金額は書いていないけれども、今までに17億出しておる。あとの金を出すと総額30億

になる。それは、これから県と交渉して、そうしてからでなければ予算執行すべきでないということが書いてある。そこで、お聞きをしたい。ここに中野県議後援会が出した「三世代」がある。これを見ると、佐渡病院に13億というまさに私どもが予算措置しておる金額と同じ金額がここに書いてある。まず、県議会に13億の予算措置がしてあるかどうか確認しましたか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

金田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（金田淳一君） お答えいたします。

委員会の審査報告書の一番上のところに、4款3項3目(病院費)、佐渡総合病院移転新築事業補助金13億円というふうに明確に記載をされております。書いていないというのは私は違うと思います。委員会の中で県議の広報紙についての質問等はございましたが、その件については、県の予算に明確に入っているのかどうかということは私どもは承知しておりません。

1回目はそれで答弁とさせていただきます。

○議長（金光英晴君） 2回目の質疑を許します。

加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） 議長、これは重大なことでございますので、天下の県会議員中野県議が市民に対して宣伝しておるのですよ、こういうもので。もしこれが県議会に13億予算措置されておるということであれば、交渉するまでもなく、当方は13億を執行しなくてよろしいと、こうなるのです。直ちに休憩をして、県議会に本当に真水13億が予算措置されておるのかどうか確認を願いたい。いいですか。これは重大なことなのです。していないというのでしょうか、今の答弁だと。極めて重大ですよ。これは、単に質疑だけで終わらせられる問題ではない。そうでないですか。お答えください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

金田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（金田淳一君） 委員会の中で国県からの要するに佐渡総合病院に対する助成の制度はどうなっているのかという質問があり、執行部から答弁をいただいております。佐渡総合病院の移転新築事業に対する新潟県の補助予定事業についてお答えします。執行部からの聞き取りによりますと、佐渡総合病院の移転新築事業に対し、制度補助以外で新潟県から佐渡総合病院へ特別に交付される補助金はありません。佐渡総合病院の移転新築事業に対する既存の制度補助金として4事業があります。1つ目は、医療施設耐震化臨時特例整備事業、耐震化を目的とした施設の新築に要する工事費に対して補助されます。平成21年度が5,958万1,000円、22年度が7億7,455万9,000円、交付決定済みです。23年度は3億6,586万円が予定され、3カ年合計で12億円となります。財源は、平成21年に制定された基金事業によります。2つ目は、地域温暖化対策施設整備事業で、高効率熱源機器、雨水利用施設等に対する工事費に対して補助されます。平成22年度2,946万9,000円が交付決定済みです。23年度1,053万1,000円が予定され、合計4,000万円です。これは、国費が財源です。3つ目は、地域災害医療センター施設整備事業で、備蓄倉庫、受水槽、自家発電に要する工事費に対して補助されます。23年度の事業で7,000万円です。これは、国と県が半分ずつ負担することになっています。4つ目は、ドクターヘリ基地病院等施設整備事業で、ヘリポート整備に必要な工事費に対して補助されます。これも23年度事業で6,000万円です。国費が財源とのこと。

以上、4つの事業合計で3年間に13億円が交付される予定というふうに委員会では執行部から聞き取りを行っております。

○議長（金光英晴君） 3回目の質疑を許します。

加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） 本当に国費が来るのであれば当方13億要らないのですよ。確認してください。絶対そういうことがない。これは、単に議会の委員長質問だけでは済まされない。財政当局からもう一回説明を求めたい。もしそれがあるなら何で、ここに歳入の22款市債、12項の合併特例債に12億3,500万円があるではないですか。全部佐渡市が出すのではないですか、お金を。もし委員長が今言ったように国費が来るということになれば、うちが何で銭出さなければならぬのですか。この点が解明されていないということになれば、ただいま議会中でございますので、直ちに議長は休憩をとってその辺のところを確認してください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

金田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（金田淳一君） ただいま説明した13億円は、国県のお金が佐渡総合病院、要するに厚生連に支出されていくお金でございます。予算書にのっている佐渡市から厚生連に補助金として行く13億円は、これは予算書にのっている佐渡市から行くお金でありまして、その13億円と金額が同じになっておりますが、全く別のお金でございます。

○議長（金光英晴君） 以上で質疑を終結いたします。

〔「ちょっと待って、議事進行だ」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） これは、委員会が意見をつけたことについて私が言っておるのです。つまり委員会は、これを解明しなければこの予算は執行してはならないと書いてある。

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

○26番（加賀博昭君） そうではないのですか。そうだとすればうちは出さぬでもいいという答えになるのだよ。だから、本当に県が13億を、うちの30億に匹敵するこの金があるとすれば、うちは30億からこれ引かせてもらおうと、こういうことになる。

〔「だから、県にもう一回お金について要求するというのを、一銭も出してない。30億佐渡市から今回出すから」と呼ぶ者あり〕

○26番（加賀博昭君） ちょっと待て。おまえが何で介入する。おまえが言うことはないだろう。おれが聞いておる。したがって、これは確認をする必要がある。議長に議事進行かけておる。

○議長（金光英晴君） 暫時休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（金光英晴君） 再開いたします。

先ほどの加賀議員からの議事進行発言につきまして、議会運営委員会を開催し、資料をもちまして加賀

議員にご説明申し上げたところ、ご本人から納得していただきましたので、会議を続行いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔2番 中川直美君登壇〕

○2番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。日本共産党を代表して、23年度一般会計当初予算に対する反対討論を行います。

まず最初に、東日本大震災に見舞われ、いまだに極めて深刻な状況の中で苦勞されている皆さんにお見舞いを申し上げます。一刻も早く、すべての国民の安心と安全が取り戻せるよう願ってやまないものであります。一言このことを述べて討論に入ります。

平成23年度の佐渡市の一般会計予算についてであります。23年度の新しく大きな事業として、県とかわりがある大きなものが幾つかあります。1つは、これまで休止をしていた佐渡と新潟間の空の航路が再開をされます。運行に伴う実質赤字分を佐渡市と新潟県で折半で持つというものであります。この航路の性格や佐渡と新潟県の財政力やこれまでの経緯から見ても、佐渡市が半分持つというものではありません。過去には県が3分の2の負担を持っていました。

第2には、ことしの秋、厚生連の佐渡病院が完成するという病院建設です。ここでも佐渡市が30億円もの財政支援を行うのに、医療法に定められ、地域医療計画に責任を持つべき新潟県の負担が直接的にありません。

第3には、海の道路である佐渡汽船航路のフェリー代替船60億円に対する財政支援であります。海上国道で新潟県が大きくかかわっている佐渡汽船であるにもかかわらず、ここでも県の財政支援がありません。

この3つの大きな事業は、佐渡島民にとって重要なものばかりであります。新潟県が別の角度で大きく支援や関与をしており、今回直接的な県の負担がないというのなら決してこのようなことは言いませんが、これらについてのこの間の県の姿勢を見る限り納得できるものではありません。幾ら県が佐渡市の言うことを聞かないといっても、島民世論に訴えてでも正々堂々と県に言うべきことは言うべきであります。これらについて佐渡市高野市長はそれなりに県に働きかけてきたといった趣旨を言っておりますが、私は何も新潟県とけんかをしろと言っているわけではありません。一片の紙きれ一枚の文書による県への働きかけではなく、島民の代表として道理と正義を尽くして県にきっちり要請すべきものであります。それが佐渡市長の責務であり、政治姿勢として鋭く問われます。この3つの事業については予算化されておりますが、仮に予算が通っても、島民の立場で県に道理ある主張で強く働きかけるべきものだとすることを強く指摘をしておきたいと思えます。

佐渡汽船代替船総額60億円のうち21億円の支援は、今年度予算では9,000万円の予算であります。どのような船をつくるのかもわからない状態で60億円の船ありきというのは問題であります。このような状態で佐渡市の負担が21億円にもなるものを予算化をするというのは、予算化以前の問題であります。将来的予測も含め、佐渡航路全体を考え、島民の願いでもある運賃をもっと安く、利便性を高めてほしいといった、この声にこたえる中身とすべきであるということを強く指摘をしておきたいと思えます。

次に、両津港埠頭地区開発事業と緊急情報伝達システム整備事業についてであります。昨年度予算化され、継続費となっている、いわゆる両津港北埠頭開発は、両津市時代からの長年の計画であり、地域振興につながることを願う住民の期待もあるわけではありますが、総額10億円を上回る大きな事業であります。市は、観光と関連する事業の位置づけであります。仮にこの方向で進めるにしても、地域住民や関係者の意見を十分に反映させた現代に合った施設とすべきではありますが、この辺が極めて弱い計画になっているのではないのでしょうか。先ほどの委員長報告にもありましたが、具体的な基本計画はこれからということでもあります。それが本当ならば基本計画にきっちり意見を反映させたものにすべきということを指摘をしたいと思います。

次に、緊急情報伝達システム整備事業についてであります。面積が広く、高齢化が進んでいる佐渡市です。情報伝達や広報のシステムは技術進歩の現代にあって必要なツールでありますし、今回の東日本大震災でも関心が高くなっている防災対策で、その点では検討が必要なものと考えます。事業計画は、ケーブルテレビ回線を使い、全世帯に片方型、一方型の戸別受信機を設置をし、防災とコミュニティー放送を兼ね、全体事業費はこれも10億円ぐらいになるというものであります。先ほどの質疑でもお尋ねをしましたが、情報伝達はもはや片方の時代ではありません。双方向の時代であります。高齢者対策や福祉のツールとしても活用が見込めるものであります。これまで有線があった地域や高齢化が進んでいる地域などで今すぐ必要な地域もあると思いますが、その採用については反対しませんが、全世帯一気にこのシステムを導入というのは問題ではないかというふうに考えます。

今ほど述べたのは、全体の事業費が大きなものでありますが、最後にその他幾つかの点についても指摘をしておきたいと思います。新穂のトキ交流会館に太陽光エネルギーなどを整備する公共施設省エネ新エネルギー設備工事、予算では5,483万円、電気自動車や太陽光発電への補助金の新エネルギー導入事業1,493万円についてであります。今回の東日本大震災で原発事故の危険が白昼にさらされたように、本物の持続可能なエネルギーへの転換が急がれる重要な課題であります。また、佐渡の対岸には柏崎原発など数多くあるわけですから、佐渡市は、トキがいる島として、この本物の持続可能エネルギーへの転換を率先して進めるべきものであります。新穂のトキ交流会館は、島外向けのアピールにはいいのですが、こういったことを市民が余り感じる場所ではないかと考えます。また、電気自動車なども否定するわけではありませんが、島民の目線で新エネルギーや持続可能なエネルギーへの地道な取り組みにすべきと考えます。

次に、将来の佐渡を担う子供に関する点であります。南部学校給食センター建設のための設計予算が1,898万円予算化をされております。本会議の予算の上程の質疑でもただしましたが、教育委員会自ら十分な説明も理解も得られていないという趣旨の答弁をせざるを得ないものを予算計上するのは、先ほども指摘をしましたが、予算化以前の問題であります。予算化をするということは、予算の方向で進めるということにはほかなりません。学校給食が生きた教材であり、今年度小学校で本格実施をされる学習指導要領などでも重視をされ、また佐渡市も地産地消条例で食育や給食の重要性を高らかにうたっているのに、この方向性は疑問に思わずにはいられません。仮に進めるにしても、保護者や関係者の理解の上で、地産地消や食育がどのように達成されるのかを明確にした上で取り組むべきものであります。

最後に、高齢化にかかわる点について。今年の「消えた高齢者」や、テレビで放映され、話題になった

「無縁社会」ではありませんが、今地域での支え合いが大きな課題となっています。また、今議会でも多くの議員が取り上げた介護をめぐる高齢化の問題の現実は極めて深刻であります。高齢者問題は、高齢者だけの問題ではなく、それを支える若い世代の問題であり、福祉の目線での地域づくりが重要です。第4期介護保険計画などの計画で在宅施設入所者約200人を解消する施設整備に取り組んでいることは評価をしますが、最終年度であります。ぜひ実効あるものにするとともに、それだけで解決をできない多くの切実な課題があります。ぜひ総合的に高齢者問題に取り組むべきだということを強く指摘をしておきたいと思えます。

23年度は、佐渡市の市町村合併から8年目となる年度であります。21年には市町村合併後、実態に基づく市民の意識調査も行い、佐渡市のまちづくり計画である今期の総合計画が策定をされ、昨年、ことしと実践の2年目となります。この点では、合併をして市民が感じていることや問題点に目を背けることなく、市民とともにどこに向かって進むのが鋭く問われると考えます。市民の期待にこたえる市政となることを期待をして、反対の討論といたします。

○議長（金光英晴君） 次に、白杵克身君の賛成討論を許します。

白杵克身君。

〔4番 白杵克身君登壇〕

○4番（白杵克身君） 私は、議案第56号 平成23年度一般会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

平成24年度以降の市財政運営は、厳しいものが想定されますが、それ以上に厳しい冷え切った佐渡地域の経済状況を下支えし、活性化を図ることが今は求められております。そのためには、本年度の予算規模が一時的に前年度比10.4%増、464億円に拡大することもやむを得ないと考えております。景気低迷の影響を受け、歳入では市税の減収分を地方交付税や臨時財政対策債等の市債に依存する財源を求めておりますが、市債の6割は後年度償還時に地方交付税で算入される有利な起債であります。以下評価できる施策の一部を具体的に述べます。

1、景気の拡大と雇用の増進策として、投資的経費、なかんずく普通建設事業費を前年度比59.5%増の114億9,300万円を計上。主なものは、市道の整備に10億7,100万円、金井小学校移転改築費、畑野小学校改築事業費等、学校教育の環境の整備に43億6,300万円を盛り込み、地域経済の活性化を図っております。

2番目、成長力強化戦略として、農林水産業の振興では、新たに環境保全型農業直接支払制度に4,400万円、観光交流では両津港埠頭地区開発事業に2億7,400万円、商店街活性化モデル事業に300万円を盛り込み、観光、商工業の振興を図っております。

3番目、交通インフラの整備として、佐渡・新潟間の航空路線について、7月からの運行再開の対策事業費として3,200万円余を計上いたしております。このことは、2,000メートル化の新航空路拡張整備につながるものと考えます。県政との唯一のルートは確保する必要があります。着実な運行実績を積むことが2,000メートル化につながる一番近道と、このように思うものであります。

4番目、佐渡汽船によるカーフェリー代替船舶建造に対する補助金9,000万円を計上し、離島航路対策事業の実施。島民の利便性と乗船料金の低減化を目指しております。

5番目、市民の生命、財産を守ることは行政の最も重要な施策であります。市の防災計画は、防災行政無線に加え、消防無線、有線テレビ回線等を利用した通信設備の運用も計画されております。防災システ

ムの対策の一環として緊急情報伝達システム構築の計画費が5,800万円計上されており、この11日に発生した東北関東大震災は、未曾有の災害で、予想をはるかに超える大津波の被害と福島第一原発の事故の惨状を見るにつけ、災害が起きた後での防災対策を叫ぶよりは、平時における今こそ防災システムの構築が急がれるものと思います。市民の安全、安心のためにも必要であると考えます。

6番目、住民福祉、医療関係では、佐渡総合病院移転新築事業費補助金13億円、特定不妊治療助成事業、子どものインフルエンザ予防接種事業などを計上しております。

以上が主なものでございますが、以上のことから、先ほど中川議員の合併後における施策は不十分であるというような主張もございましたが、多様化する住民の要望に行政がすべて対応することは不可能でございます。その主張は当たらないと、私はこのように考えます。一方で、限られた市財政の状況の中で、職員数の削減は進捗がやや遅れている感はいたしますが、人件費等の経常的経費の削減には一定の配慮が見られ、投資的経費等の臨時的経費に財源を振り向けていることも随所に見受けられます。また、平成21年度に作成した市将来ビジョンの財政計画に基づく人件費抑制削減、市債残高の減少化を図るなどの財政運営秩序の確立も着実に実行すると市長の姿勢も明確になりました。住民のすべてが満足できる予算とは言えませんが、厳しい地方財政のもとで、将来に希望と期待が持てる予算案であると確信し、本予算案に賛成するものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（金光英晴君） 次に、村川四郎君の反対討論を許します。

村川四郎君。

〔17番 村川四郎君登壇〕

○17番（村川四郎君） 村川四郎です。議案第56号 平成23年度一般会計予算に反対の立場で討論します。

討論に入る前に、先ほど東日本巨大地震の被災者の皆様方への黙禱をこの議場で皆さんでさせていただきました。しかし、佐渡市としての被災地、被災者への支援の対応は非常に遅い気がします。このたびの東日本巨大地震で犠牲になりました多くの御霊と被災者、避難者の皆様方に深く深く哀悼のまことをささげます。特に四国4県より広い岩手県は、私が1991年から1994年まで3年4カ月間、盛岡営業所長として勤務した土地です。今回壊滅的な被害に遭った三陸沿岸部の久慈、宮古、山田、大槌、釜石、大船渡、陸前高田市は、それぞれの地区の病院には毎週6人の医薬情報担当者が盛岡市から出張訪問し、私も何度も同行しました。大津波にのみ込まれていく街々、病院、旅館、ホテル、飲食店など、すべて記憶に残っていて、連絡のとれた人、とれない人もいまだ何人かいて、本当に辛い気持ちです。

さて、3月11日に発生した巨大地震から10日余りとなりますが、災害規模は日を追うごとに拡大、避難者、被災者情報はいまだにふえ続け、行方不明者、死者は2万人を超え、原発事故などによる避難者の数は35万人にもなっています。救援、救済の波は、北海道から沖縄まで300以上の自治体が受け入れを表明し、新潟県にも約9,000人を受け入れています。しかし、いまだ体制不十分な佐渡市は、現在市としてはゼロ人です。

ところで、平成23年度予算を審議する3月議会は、3月2日から始まり、3月8日には緊急経済対策等で14億6,000万もの平成22年度追加補正予算を審議し、予算総額503億円と、7年後の交付税特例がなくなる、あるべき姿よりも200億円も多い超メタボ予算を認めたばかりです。そして、11日、金曜日に巨大地

震が発生し、14日、月曜日から佐渡市の新年度予算審議の各委員会が始まりました。平成23年度の当初予算は、対前年比で10.4%ものアップの464億円の相変わらずのメタボ体型で、健康自治体とはほど遠い佐渡市の予算額であります。11日に発生した巨大地震のときに、とっさに頭に浮かんだのは、私が常々無駄と考えていた予算を中止して被災地へ送る迂回義援金です。そうだ、国から渡してもらおう、5億円。単純に5億円の義援金と頭に浮かべたのは、通称トキの養老院の2億3,000万、プラス北埠頭開発の2億7,000万、トータル5億円です。

14日に総務省予算課へ電話をしました。会話を要約しますと、私、佐渡市も苦しいけれども、予算を返上して被災地へ迂回してもらおうことができますか。総務省予算課、予算はすべてひもつきなので、困難です。私、何か方法はありますか。総務省予算課、財政担当者と相談してみてください。できるかも。

ちょうど常任委員会の開始前だったので、市の財務課には市長と相談するようにと振ったのですが、救援と被災者の受け入れ態勢を早々と進めている自治体がたくさん名乗りを上げている中で、議会中であった佐渡市は一体何をしていたのか。15日に同僚議員に総務委員会での救済への提案は託しましたが、話題にはならなかったようです。推測ですが、この3月議会は一部ベテラン議員の県議選運動への暴走行為に振り回されて、多くの議員が心、委員会にあらずのような状態だったのではないかと推測します。

11日の大震災で空港拡張問題、PIなど県議選の争点は全く消えてしまいました。もっと現実を見詰めて、被災地、被災者のために救援の手を差し伸べ、緊急の議論をすべきだったのではないかと推測します。「冷たいね、佐渡は」との呪文が聞こえてくるような気がして、私自身自責の念に陥ります。何でも早く反応する高野市長からも、18日の議員懇談会まで救済案は出てこなくて、その支援内容もまだまだ不十分です。この後予算を計上するのでしょうか、お金は天からは降ってきません。新たな予算計上は、結局市の借金です。そこで、佐渡市の補助金漬けのメタボな当初予算を見直して、脂肪を落として救援の予算に回すべきです。

今回の23年度の予算から執行に反対の事業を3つほど挙げてみます。中川議員も先ほど挙げられましたけれども、まず両津港の北埠頭開発事業2億7,400万。今回の総務文教委員会の意見には、維持管理費の収支とか、運営方法とかに疑問を呈し、また本設計に関しては委員会に報告するようだという意見がついております。県からの土地の購入は約1町歩で、坪10万円で1億円。その土地に建つぼろぼろの県の空港港湾事務所の撤去への補償代金が1億2,000万。これには解体料の約1億2,000万は入っておりません。新しく建てる基本設計を加えて4億円を負担しても北埠頭にはまだ何も建ちません。4億円で港の土地が手に入って基本設計図ができるだけのことであって、施設の建設には新たに8億円以上の予算計上が必要となります。そして、その佐渡らしくない超近代的な建物などは、地元住民の多くは望んでおりません。地元の人たちが望むのは、自分たちで維持管理できる規模の施設です。県と立ち退き補償費についてはゼロ円の交渉をすべきですし、また施設の基本設計は新たにやり直すべきです。

次に、これも中川議員も指摘していましたが、新造船の建造費9,000万円。これは、全く方向性が見えていないおおさど丸の代替船の建造ですが、佐渡市の意思が今のところ何も伝わっていない段階で新造船の発注は認められません。市の地域住民の意思もばらばらで統一できておりません。例えば小木は佐渡汽船の社長以下幹部に陳情に行きました。昨年11月です。それから、12月の28日にたしか高野市長のところにも商工会が中心で陳情というか、要望に行ったと言われております。小型フェリーの2隻体制を要望するのか。あるいは高速フェリーであるトリマランというオーストラリア製のものを走らせてほし

い。そして、先月にはオーストラリアまで一部の人たちがこの船の視察に行っております。また、別に赤泊港のほうは、赤泊は赤泊で今のあいびすでは船酔いが多くて欠航も多いから、だめだから、もう一度フェリーか、もっと大きい揺れない船に復活してほしいという陳情にも行って、市長は面会していると聞いております。

それで、市長は先日の答弁で、これからは高速フェリーの時代であるというふうに言われておりました。しかし、今建造予定の大型フェリーをつくると、少なくとも20年間はそのままの体制となるはずですが。今の輸送量から本当に60億のカーフェリーが適しているのか。もっと就航率が高く、速い船が必要なのではないか。また、3航路からの陳情をどう処理するのか。航路の方向性が全く見えていません。航路問題特別委員会が発足しますので、この問題はまだ二、三カ月遅れても、その委員会の答申が出てからスタートしてよろしいのではないかと思います。

3つ目が障害者就業・生活支援センター設置促進事業の1,310万円。この予算は、私は障害者自立支援法にのっとった就業支援という形だけで設けたものではないかと思います。全く島内の障がい者の現状はわかっていなくて窓口をつくろうとしているように思われます。就業希望者は、国の統計によると、障がい者の約40%が働きたい。しかし、全国平均の実績は就業率1%です。当然就業を促進しなければいけませんけれども、特に佐渡では非常に困難だと思います。交通の便と企業や住民の人たちの理解度が低いということもあり、予算消化のために系列施設間で利用者を収容した形で回すだけのことに終わりそうな気がします。例えば金井に就業センターの窓口をつくっても、では南部や相川の障がい者の人たちが果たしてそこへ相談に行けるのかどうか。働き口が本当に真剣に相談に乗ってもらえるのかどうか。

まずは、私は、例えば知的障がい者の人たちは施設内の就業が第一だと思います。実際に就業支援という形というか、就業している人たちを見ていると、労基法の違反とか、採用した企業はさらに1人の人をそこにつけなくてはいけないということで、人件費は倍以上になるということも聞いております。仕事の内容も時間的な単純な間引き労働、例えば草むしりとか、週1回の掃除とか、そういうようなもので紛らわしているようです。そういうことから見ると、今まだ施設内の就業支援ということで、いろんな備品を充実させるほうが先だと思います。例えばパン焼き器を買ってあげるとか、電子レンジでクッキーを焼けるようにしてあげるとか、あるいは裂織りの機械の助成をすとか、パック包装等々への支援をすとか、そういう支援のほうはずっとずっと効率が上がります。例えばアマチュア美術館の例がありますけれども、あそこに3,200円の光熱水費を支援しておけば、この施設の人たちは新年度も、ではあそこで店をオープンしてやってみようかというふうになっていたわけなのです。そういうようなことで、例えば身体障がい者の人たちの就業支援をするのであれば、各地のハローワークに窓口を設ければ行きやすいと思いますし、そういうことも再検討すべきだと思います。

この3つのほかにもたくさんあります。市長の平成23年度の施政方針の内容は、順風満帆の楽観論ですが、予算内容は相変わらずインパクトがなく、変わりばえしない期待が持てない事業がメジロ押しに並んでおります。阪神大震災では国債5兆円を発行しましたが、今回は20兆円の国債が必要とも言われております。当然地方に回ってくる交付税等々も緊縮財政となるし、消費税の増税も避けられないことと思います。これ以上の赤字国債は日本国の崩壊を招きます。佐渡の借金もこれ以上ふやさなくて被災地を救うことは幾らでもできます。今は、全国民が優しい心で我慢をする。その気持ちをもって新年度

のメタボ予算を再度見直すこと。議会も執行部もそれを面倒くさがないで行いましょうと提案して反対討論を終わります。

○議長（金光英晴君） 以上で討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第56号 平成23年度佐渡市一般会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第56号 平成23年度佐渡市一般会計予算についてを除く案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

午後 0時18分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（金光英晴君） 休憩を解いて再開いたします。

市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、金田淳一君。

○市民厚生常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき、報告します。

議案第10号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、出産育児一時金38万円について、緊急少子化対策のため平成21年10月から42万円としていた暫定措置を、平成23年4月から恒常的な措置とするよう、佐渡市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第11号 佐渡市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新潟県が子どもの医療費助成事業における乳児及び児童の区分を統合するよう当該実施要領を改正したことに伴い、佐渡市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第12号 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、新潟県がひとり親家庭等医療費助成事業において乳児も対象とするよう当該実施要領を改正したことに伴い、佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第57号 平成23年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本予算案は、平成23年度佐渡市の国民健康保険特別会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億6,300万円と定めるものであり、これは前年度と比較して1億4,920万円（2.1%）の増額であります。審査の結果、次のとおり意見を付して賛成多数で可決すべきものとして決定しました。意見。国民健康保険制度を取り巻く環境は、制度設計された当時と比べると大きく変容している。低所得者の占める割合が増大するとともに、高齢化に伴う医療費増大によって保険料が増大し、また自治体の財政力による保険料の地域間格差が拡大しつつある。当市本会計においても厳しい財政運営を余儀なくされているところであり、本算定の動向が注視されることである。よって、市は政府に対し、国民健康保険制度を社会保障として存続させるため、昭和59年の水準まで国庫負担を増額するよう求めるべきである。

議案第58号 平成23年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本予算案は、平成23年度佐渡市の後期高齢者医療特別会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,280万円と定めるものであり、これは前年度と比較して710万円（1%）の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第59号 平成23年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本予算案は、平成23年度佐渡市の介護保険特別会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億7,520万円と定めるものであり、これは前年度と比較して2億5,070万円（3.7%）の増額であります。なお、特筆すべき点としては、平成24年度からの第5期介護保険事業計画（3カ年）策定に向けた経費が計上されております。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第63号 平成23年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本予算案は、平成23年度佐渡市の歌代の里特別会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,390万円と定めるものであり、これは前年度と比較して730万円（1.5%）の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第64号 平成23年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本予算案は、平成23年度佐渡市のすこやか両津特別会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,330万円と定めるものであり、これは前年度と比較して410万円（0.7%）の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第69号 平成23年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算案は、平成23年度佐渡市病院事業会計の予算について、収益的収支及び資本的収支の予定額を次のとおり定めるものであります。収益的収入25億2,011万9,000円（前年度比1億1,567万円（4.8%）の増額）、収益的支出24億9,496万9,000円（前年度比220万2,000円（0.1%）の減額）。資本的収入1億810万6,000円（前年度比1億3,270万円（55.1%）の減額）、資本的支出1億6,946万5,000円（前年度比1億7,912万2,000円（51.4%）の減額）。なお、平成23年度は、公立病院改革プランの3年目に当たり、引き続き市立病院の経営の健全化及び地域医療体制の確保に努めるよう予算編成されているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決

定しました。

請願第2号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願。本請願は、新潟県総合生活協同組合から提出されたものであり、次の事項について、関係機関に対し、意見書の提出を求めるものであります。請願事項、1、現在の容器包装リサイクル法では、市町村の負担（市民の税金）が増大するばかりである。役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用を製品の価格に内部化していただきたい。2、リデュース、リユースを促進するため、容器包装リサイクル法において次のとおり制度化していただきたい。(1)、レジ袋など使い捨て容器の無料配布を禁止する。(2)、経済的な優遇措置により、リユース容器利用事業者の不公平を是正し、リユース容器の普及を促す。(3)、容器包装と同様に、リサイクルできる分別収集袋やクリーニング袋等についても、容器包装リサイクル法の対象に加える。3、製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みを新たに制度化していただきたい。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（金光英晴君） 質疑の通告がありませんので、これより討論に入ります。

議案第57号 平成23年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についてに対する反対討論の通告がありますので、発言を許します。

中川直美君。

〔2番 中川直美君登壇〕

○2番（中川直美君） 日本共産党の中川直美でございます。議案第57号 平成23年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、日本共産党を代表して反対の討論を行います。

5点にわたって指摘をします。まず、1点は、昨年平成22年度の国民健康保険税は、本算定時で1万146円もの大幅な値上げであり、1人当たり約8万円となる過去最高の国民健康保険税でありました。これは、所得でなく、収入に占める割合が15%程度に上るものであります。このような深刻な不景気の中でこのような高額を賦課するということは、市民から大きな批判の声が上がっています。これでは納めたくても納められない。国保税は納められるが、病院に行けない、こんな声さえ聞いているところであります。

2点目であります。この平成23年の国民健康保険税が正式決定になるのは7月ごろの臨時議会ですが、この暫定とも言える当初予算では、1人当たり約2,000円近くの値上げの方向であるということがあります。これでは市民の理解が得られません。

3点目、深刻な不景気の中です。全国の市町村では、繰入により負担を抑えているところは数多くあります。国保中央会が出している国保新聞によれば、全保険者1,788のうち1,223の市町村が、つまり約7割が1人当たり1万円を超える繰入を行っているという報道されておりますし、県内でも繰入を行っている市町村が数多くあります。この繰入では医療給付に占める繰入額の割合が30%近い実態も生まれています。

4点目、厚労省や国も国民健康保険税の負担の高さを認めており、2年後の2013年には一層の低所得者の国保税を軽減できる方策をとるといっている方向に向いているところであります。

以上の観点から見て、深刻な不景気の中、負担感の重い国民健康保険税は値上げをするべきではないと考えます。

最後に、5点目であります。直接議案とはかかわりませんが、専決処分で国民健康保険税の最高額を現在の73万円から77万円へと4万円引き上げる方向が報告をされております。このことも含めて、これでは国保税を払いたくても払えない世帯がふえるということを指摘をして反対の討論といたします。

○議長（金光英晴君） 以上で討論を終結いたします。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第57号 平成23年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第57号 平成23年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についてを除く案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、大桃一浩君。

〔産業建設常任委員長 大桃一浩君登壇〕

○産業建設常任委員長（大桃一浩君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第13号 佐渡市地域活性化多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、沢崎生活改善センターについて公の施設としての用途を廃止し、地元認可地縁団体に譲渡するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第14号 佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、施設の財産管理の見直しにより、土地の分筆を行い、施設の所在地番を変更したことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第15号 佐渡市新穂ダムふれあい広場条例及び佐渡市岩の平青少年旅行村の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより、新穂ダムふれあい広場及び岩の平青少年旅行村を廃止するため、本条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第18号 真野町みどりの景観条例を廃止する条例の制定について。本案は、景観の保存等を目的として暫定条例として残されていた真野町みどりの景観条例について、平成22年4月から佐渡市景観条例が施行されたことに伴い、本条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第19号 佐渡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、二見簡易水道、二宮簡易水道及び畑野・小倉簡易水道を水道事業会計で運営するために、水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量が変更となることから、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第20号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、人口減少等に伴う水道料金収入の減少について、これを改善し、水道事業が健全に運営できるよう水道料金を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。意見。水道等の料金は極めて高額である。組織の見直し、意識改革を進め、市民の負担軽減を図ること。

議案第21号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成23年度に簡易水道特別会計から水道事業会計へ編入する区域の給水区域の変更、前浜簡易水道及び両津北部簡易水道における起債償還額の変更に伴う水道料金の改定並びに南部地区簡易水道の料金統一及び一部の地区を除く簡易水道の水道料金を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第23号 佐渡市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、農業委員会の組織及び業務の運営等の見直しにより、選挙委員及び選任委員の定数を削減し、法定部会を置かないこととするため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。意見。農業委員会の組織のあり方を再検討するとともに、さらなる定数の削減が図られるよう早急に検討を行うこと。

議案第30号 公有水面埋立てに係る意見について（水津地内）。本案は、新潟県が実施する道路改良事業により、道路施設用地を造成するため、公有水面を埋立てすることについて、新潟県佐渡地域振興局長から意見を求められているので、公有水面埋立法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第31号 新たに生じた土地の確認について（岩首地内）。本案は、豊岡漁港（岩首地区）内において、新たに生じた土地の確認について議会議決を経た後に面積の誤りがあったもので、改めて地方自治法の規定により、新たに生じた土地の確認を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第36号 財産の無償譲渡について（沢崎生活改善センター）。本案は、沢崎生活改善センターについて、公共施設の管理運営の見直し等により、市の施設としては廃止し、地元認可地縁団体へ無償譲渡することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第37号 市道路線の認定について。本案は、国道350号国仲バイパス工事に伴う県道再編により、

中興、千種地内における現在の県道部分の市道路線としての認定及び羽茂地区の道路新設改良工事に伴う市道路線の認定について、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第38号 市道路線の廃止について。本案は、一般交通の用に供する必要がなくなったと認められる市道2区寺田10号線を廃止するため、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第60号 平成23年度佐渡市簡易水道特別会計予算について。本予算案は、平成23年度佐渡市の簡易水道特別会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億1,730万円と定めるものであります。歳入の主なものは、使用料及び手数料3億1,708万8,000円、国庫支出金3億80万円、繰入金5億2,799万8,000円、市債2億590万円などで、歳出の主なものは、施設の維持管理費1億7,684万7,000円、建設改良費7億3,321万円、公債費3億3,582万1,000円などを計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第61号 平成23年度佐渡市下水道特別会計予算について。本予算案は、平成23年度佐渡市の下水道特別会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億5,020万円と定めるものであります。歳入の主なものは、使用料及び手数料6億2,860万8,000円、国庫支出金4億円、県支出金448万円、繰入金15億6,528万円、市債3億3,810万円などで、歳出の主なものは、下水道費で16億354万7,000円、公債費14億525万5,000円などを計上するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。意見。行財政改革特別委員会の報告を踏まえること。また、リフォーム事業等の補助事業を活用することにより、加入時の負担軽減を図り、併せて下水道料金を改定し、さらなる加入促進に努めること。また、加入率の増加が見込まれない地区については、計画等の見直しにより合併浄化槽への切り替えを図ること。

議案第70号 平成23年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、平成23年度佐渡市の水道事業会計の予算を定めるもので、収益的収入及び支出について、収入の予定額を13億5,520万円、支出の予定額を12億5,910万円とし、資本的収入及び支出については、収入の予定額を12億3,920万6,000円、支出の予定額を18億5,275万円とするものです。主な内容は、相川浄水場建設事業、藤巻第2配水池改良事業、国庫補助事業による両津、金井及び真野地区の老朽管更新事業、全配水管布設替事業のほか、水道施設、管路、給水装置等の情報を明確にするため、水道施設管理システム整備事業等を実施するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第76号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、老朽化が著しい市営住宅の用途を廃止するとともに、吉井住宅建替事業の施行に伴い、竣工後の吉井住宅の管理をするため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（金光英晴君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業建設常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。
-

日程第4 議案第71号

- 議長（金光英晴君） 日程第4、議案第71号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。
市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

- 市長（高野宏一郎君） それでは、佐渡市教育委員会委員の任命についてをご説明申し上げます。
本案は、佐渡市教育委員会委員、菊池栄一氏の任期が平成23年5月7日をもって任期満了となりますが、引き続き菊池氏を佐渡市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。
ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（金光英晴君） お諮りいたします。
ただいま議題となっております議案第71号 佐渡市教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。
よって、本案はこれに同意することに決しました。
-

日程第5 議案第72号

- 議長（金光英晴君） 日程第5、議案第72号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。
市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

- 市長（高野宏一郎君） 人権擁護委員候補者の推薦についてをご説明します。
本案は、佐渡市の人権擁護委員、雑賀豊喜氏の任期が平成23年6月30日をもって満了となりますが、引き続き雑賀氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間であります。
ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（金光英晴君） お諮りいたします。
ただいま議題となっております議案第72号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第6 議案第73号

○議長（金光英晴君） 日程第6、議案第73号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 引き続きまして、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、渡邊朝子氏の任期が平成23年6月30日をもって満了となりますが、引き続き渡邊氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第73号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第7 議案第74号

○議長（金光英晴君） 日程第7、議案第74号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 引き続きまして、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、河原幹雄氏の任期が平成23年6月30日をもって満了となるため、後任に佐渡市宮川1292番地の13、木下良則氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第74号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第8 発議案第1号

○議長（金光英晴君） 日程第8、発議案第1号 航路問題特別委員会の設置についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。

中川隆一君。

〔19番 中川隆一君登壇〕

○19番（中川隆一君）

発議案第1号

航路問題特別委員会の設置について

航路問題特別委員会の設置について、佐渡市議会委員会条例第6条の規定により別紙のとおり提出する。

平成23年3月22日

提出者	佐渡市議会議員	中川隆一
賛成者	〃	田中文夫
	〃	中川直美
	〃	中村剛一
	〃	浜田正敏
	〃	大桃一浩
	〃	村川四郎
	〃	川上龍一

航路問題特別委員会の設置について

佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

1 特別委員会の名称

航路問題特別委員会

2 付託事件

（1）社会資本整備総合交付金事業によるおおさど丸代替船等の建造に関する事

（2）その他佐渡航路に関する事

3 委員の定数

8人

4 期間

上記付託事件の審査が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う

5 費用

予算の範囲内

以上であります。議員各位のご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（金光英晴君） 発議案第1号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

航路問題特別委員会委員の選任

- 議長（金光英晴君） 航路問題特別委員会委員の選任を行います。

航路問題特別委員会委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

航路問題特別委員会委員に

祝 優 雄 君 近 藤 和 義 君 松 本 正 勝 君 浜 田 正 敏 君
小 杉 邦 男 君 中 村 良 夫 君 猪 股 文 彦 君 金 子 克 己 君
の8名を航路問題特別委員会委員に選任いたします。

ここで暫時休憩します。

午後 2時02分 休憩

午後 2時03分 再開

- 議長（金光英晴君） 再開します。

休憩中に航路問題特別委員会の正副委員長が互選されましたので、その結果をご報告いたします。

委員長 祝 優 雄 君
副委員長 近 藤 和 義 君
以上であります。

日程第9 発議案第2号

- 議長（金光英晴君） 日程第9、発議案第2号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔5番 金田淳一君登壇〕

- 5番（金田淳一君）

発議案第2号

容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成23年3月22日

提出者	佐渡市議会議員	金 田 淳 一
賛成者	〃	中 川 直 美
	〃	松 本 正 勝
	〃	廣 瀬 擁

” 小 田 純 一
” 田 中 文 夫
” 佐 藤 孝
” 金 子 克 己
” 根 岸 勇 雄

容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書

一般廃棄物の約6割を占める容器包装のリサイクルを行うため、1995年4月に容器包装リサイクル法が施行された。

ところが、リサイクル率は上がっても、使い捨て型（ワンウェイ容器）の大量生産・大量使用の構造は見直されず、排出抑制に結び付いていないのが現状である。その一方で、地方自治体は、リサイクルコストの約7割を占める収集・分別・保管を義務づけられ、分別収集に積極的に取り組む地方自治体の財政を圧迫している。また、これらに要する費用が税金負担の構造では、生産者にもごみ減量に取り組む社会的使命を果たす積極的意欲が働かない。

従って、容器選択権のある生産者の責任を明確にしない限り、このままでは大量廃棄に代わる大量リサイクルに、際限なく税金を使い続けることになる。

しかも、当該法は、発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）という3Rの優先順位を明確にしたとされる循環型社会形成推進基本法の本質からも矛盾している。よって、これらを推進するさまざまな経済的手法や規制的手法（例えば、容器課徴金、デポジット制度、自動販売機規制など）を盛り込む観点から、当該法についての見直しを強く要請する。

記

- 1 容器包装リサイクル法を改正し、収集・分別・保管の費用を製品の価格に含めること
- 2 発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）の優先順位で推進するさまざまな手法を盛り込むこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同のほどよろしく申し上げます。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで資料配付のため、5分間休憩します。

午後 2時04分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（金光英晴君） 資料配付が終わりましたので、再開いたします。

日程第10 議案第77号、議案第78号

○議長（金光英晴君） 日程第10、議案第77号及び議案第78号を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第77号 佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、東北地方太平洋沖地震が未曾有の被害をもたらしたことを踏まえ、災害被災者等の支援として入湯税の課税免除を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第78号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）について。本予算案は、歳出で東日本大震災による被災地の支援活動経費と被災者の受け入れに必要な経費を1億4,964万2,000円予算計上するほか、財政調整基金の積立を1億4,964万2,000円減額計上するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（金光英晴君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第77号 佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） ちょっとお伺いしたいのですが、災害被災者の範囲というのはどの範囲を考えておられますか。今回の震災だけの対象なのか。市民の方も小さな災害でも被災者に入るのですが、この被災者の範囲というのはどのようにお考えですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

田川税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

災害被災者の中には地震により直接家屋を失った人とか、壊滅的な被害をこうむった人、あと今福島の原因関係の影響で避難をせざるを得ない方もいます。大きな意味で被災者というとならえ方をしております。被災者の中には避難民も含めたという形で考えております。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 私の聞いているのは、今回の震災による被害者だけを対象にしているのか、一般の市民も対象に、当然この条例ができればするわけですよね。それと、一般市民はどの程度から被災者の扱いにするのですか。それを聞いているのです。

○議長（金光英晴君） 田川税務課長。

○税務課長（田川和信君） 大変失礼しました。この災害におきましては、災害援助法、災害対策基本法を基準として、その災害に応じて市長が判断するというように考えております。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） それでは、その災害対策基本法の被災者の定義を教えてください。

○議長（金光英晴君） 暫時休憩します。

午後 2時10分 休憩

午後 2時16分 再開

○議長（金光英晴君） 再開します。

田川税務課長。

○税務課長（田川和信君） 災害の状況、種類等あるわけで一概に決めることできませんけれども、災害の状況に応じまして市長が決めるということをお願いいたしたいと思います。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第77号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第78号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）についての質疑を許します。

祝優雄君。

○24番（祝 優雄君） 78号について、財政調整基金から1億4,964万2,000円を移動させるということですが、市長、この件については、今後相当数事業経費が削減されていくという経過になっていくだろうと、これ予測できますよね。事業費がどんどん減っていくということが予測されるのです。その中で今やっておかなければならぬのは、かかわってくるこの財源確保が重要なことになってくると私は思います。そこで、事業経費ではなくて、いわゆる経費削減をして捻出をしていくという覚悟を持たない限り、このような状況の中でどんどん、どんどん事業経費が減っていくだろうと思うのです。そうすると、経済状況ますます小さくなっていきますので、ここのところは私は経費をいわゆる30%カットする。これは、障壁なくやるというような覚悟を持って今から準備をしませんと、これからあと何年こういう形が続くかわかりませんよ、この災害は。簡単には収束しません。そうしますと、佐渡の経済本当になくなってしまいますよ。そこのところは、やはり人件費を含めて障壁なくして30%いわゆる経費削減するというようなことから財源捻出をしておきませんか、私は大変なことになっていくのだろうと思うのです。財政調整基金も限られていますから、そこのところをしっかりと私は踏まえてこの対応しなければならぬと思うのですが、いかがですか。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 議員おっしゃるのは当然のことです。ただ、今回は、この問題は極めて短期間に行わなければいかぬということもありまして、これにさせていただきたいのですが、しかしこの後いつごろからと言われますと困りますけれども、この様子非常に長く続く。当然特交も減ってくるということが予想されておりますので、身を引き締めながら予算編成をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（金光英晴君） 祝優雄君。

○24番（祝 優雄君） 私は、予算を組み替えるべきだと思うのです。そういう覚悟でやらない限り、佐渡市の財政も行き着くところはもう見えています。そこにこういう形で追っかけが来るわけですから、もっともっと厳しくなるということですから、いつからやろうかでは私は済まぬだろうと思うのです。全体を組み替えるぐらいな覚悟で、国はもちろんですよ。国は本当にのほほんとしていますけれども、国も地方も全部含めてそういう覚悟でかからない限りこの復興はなりません。私は、そういう覚悟でやるべきだと

いうふうに思っておるのですけれども、市長、いつからとか言っていました、とにかく至急そういう形での見直しをやるということを明言してくれますか。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今回は、被災地ばかりではなくて、我々もいろんな形で経済に大きな影響が出ようとしております。ですから、その気構えでこの後の執行を考えながら次への対応をしていきたいというふうに考えております。特にここで思い切った予算の組み替えやるということになると、極めて大きな予算を新年度は組んだわけでありますが、結果としてそこまでやってもどうかというふうな非常に厳しい状態でもあります。締めればいいというわけでもありません。何とか地域の活力を残しながら、どこに大きな影響があるかを見きわめながら、次の予算について配慮しながらやっていきたいというふうに考えます。

○議長（金光英晴君） 祝優雄君。

○24番（祝 優雄君） 私が言っているのは、ここで混乱を起こそうなどと思っているのではないのです。この事態を想定せずに組んだ予算ですから、今度はそれを想定して今後何年間ということを見据えながら財政措置をすべきだろうと私は思うのです。その中で、皆さんがそういう緊急という課題をみんなが共有しながらいくことが一番私大事だと思しますので、そういう覚悟をみんなで作るということと、そういう形を示すということが一番重要だと私は思ってこの提案をしているのです。これ1年、2年で済むわけないですから。それをここで何かをしておかなければ、ずるずると同じ傾向でいきます。そのところを私歯どめをかけておきたいという意味もあつての話なので、そういうふうに理解をしておいてください。

以上。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 私も全くそのとおりだと思います。さっき反対討論したときもその意味を込めて、もうちょっとプライオリティーをしっかりと決めて、不要不急の予算はここはちょっと次年度へも遅らすような形で、しっかり支援をしてほしいと思う気持ちを込めました。それで、この予算は、島民の多くの人たちがいつ佐渡市は発表するのかと待っていたと思うのです。多分この3日間の連休中も防災管財課がずっと窓口つくって本庁におられて、かなりいろんな電話が行ったと思います。そういう中でもう一つわからないのは、ずっとテレビにテロップで流れているのは、佐渡テレビですか、受け入れ先、被災者、避難者を受け入れた場合には、佐渡市は積極的に受け入れますと。受け入れたら、しかしその受け入れ先で負担してくださいというふうに流れているのです。そこで、非常に不満が出ているのです。早い自治体の場合は、ほとんど自治体全額負担という形で持つというふうに流しているのに、何で佐渡市は受け入れた善意の人たちの施設とか、そういうところが負担しなければいかぬかということなのですか、その辺も含めてもう少しどのような形で支援をするのか。

それと、現在新聞見ても佐渡市と越後湯沢、越後湯沢は民間で600人ぐらい受け入れているのですが、佐渡市はゼロ人になっています。その一時受け入れの施設2カ所とありますけれども、2カ所はどこなのかということと、今現在行政として受け入れているのはゼロ人ですが、民間で受け入れている方は何人かおられると思うのです。その辺がどのぐらい押さえているのか、その辺も含めて教えてください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 現在東北地方太平洋沖地震における被災者等の受け入れなのですが、佐渡市におきましては、公設の避難所として消防本部の防災センター、それからトキ交流会館、この2カ所を今設置しております。しかしながら、今後設置できることということで、国仲地域を中心に、あと12カ所、総数で5,000人規模の受け入れを県に申し入れております。ただし、今県内、原発事故、あるいは地震による避難者9,000人等入ってきておりますけれども、佐渡につきましては、縁故者、あるいは知人、親類関係のついでに入ってきているという人たちが大半でございまして、公設の避難所に入りたいと申出を行っている人はおりません。それで、県の発表、あれはあくまでも公設の避難所の人数ですので、佐渡市がゼロという形で発表されております。なお、防災担当で把握している先ほど申し上げました縁故者等を頼って佐渡に渡ってこられている方につきましては、事情聴取等電話等で行っておりますが、今30名を超える数になっております。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 今のところ多分計画されているのは、佐渡市の場合は4月末までというふうな感じの日程になっていると思うのですけれども、この避難者の方たちはかなり長期になると考えられます。今回1億2,000万ぐらいの被災者補助金になっておるのですけれども、例えば群馬県の片品村という5,000人ちょっとのまちなんかで1億ぐらいのこういう義援金を出していますし、遠いから、この間の日曜日の電話では、佐渡へは海があるから、海を渡ってまでなかなか来んわさというふうなこと言われたのですけれども、そうではなくて、佐渡の受け入れの仕方がすごくいいということになれば、ぜひ佐渡に行って長期間でもお世話になりたいという人がおると思います。例えば香川県の三木町というところがありますけれども、そこなんか町長の給与を70%ぐらい、7割カットですね、その分でも割いて受け入れるというような姿勢を示しているところもありますし、ぜひこれを機会にそういう、佐渡はいいところだという、優しいところだということを宣伝する意味も含めてぜひ前向きな内容にしてほしいと思います。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第78号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第77号及び議案第78号は、お手元に配付してあります委員会追加付託表（その2）のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで委員会審査のため、暫時休憩といたします。

午後 2時30分 休憩

午後 5時20分 再開

○議長（金光英晴君） 再開します。

ここで執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、発言を許されて申し上げます。

一般会計補正予算（第13号）につきましては、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の支援と被災者の受け入れの経費をお願いしたものであります。この中で被災者避難受け入れ事業補助金1億2,000万円を計上しておりますが、総務文教常任委員会の指摘を受け、佐渡へ渡る佐渡汽船の運賃について、佐渡汽船が約半額減免した残りを全額市が補助することとし、この補助金の中で被災者の運賃負担をゼロにさせていただきたいと思っております。また、今回の補正予算で不足が生じた場合には、平成23年度の補正予算で対応したいと考えております。

終わります。

日程第11 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第78号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第77号

○議長（金光英晴君） 日程第11、これより各常任委員会に追加付託した案件について議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に追加付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小杉邦男君。

〔総務文教常任委員長 小杉邦男君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第78号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）について、本予算案は、歳出で、東日本大震災に係る支援に要する経費を1億4,964万2,000円増額し、財政調整基金への積立金を1億4,964万2,000円減額するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。意見。東日本大震災において多くの企業、工場が倒壊している。工場移転等を希望する企業がある場合は、本市が受け入れるよう、土地のあっせん、税の優遇、助成等について検討し、早急に発信されたい。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより総務文教常任委員会に追加付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に追加付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、金田淳一君。

○市民厚生常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第77号 佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、東北地方太平洋沖地震が未曾有の被害をもたらしたことを踏まえ、災害被災者等の支援として入湯税の課税免除を行うため、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

○議長（金光英晴君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に追加付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（金光英晴君） 日程第12、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長から目下委員会において審査中の事件につき、佐渡市議会会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第13 議員の派遣

○議長（金光英晴君） 日程第13、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成23年度中に、議員の識見を高め、資質を向上させ、ひいては住民福祉の増進に寄与するための先進地視察研修を原則として各常任委員会単位で行うこととし、研修の目的、視察先、参加人員、日程、その他必要な事項については、当該委員会等において協議、決定の上、議長許可のもとに実施すること、並びに議会の審査、調査等のために必要と認めるときは、議長は議会運営委員会の協議を経て議員を派遣することができるものとし、議員派遣の具体的事項に関しては、変更も含め、議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、ただいまの議長宣告のとおり決しました。

○議長（金光英晴君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 平成23年第2回市議会定例会閉会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

まず、この11日に発生した東北地方太平洋沖地震並びに翌12日に発生した中越地方を震源とする地震においてお亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。市内でも震度4を記録しましたが、被害がなかったことは何よりでございます。また、地震に起因した福島第一原発事故は、放射能汚染という社会的不安を国民に与えております。発生直後から情報収集に努めるとともに、庁内対策会議を開催し、関係機関と調整を図りながら対応しているところでございますが、被災者の方々に少しでも安心していただけるように、この19日に東北地方太平洋沖地震被災者等支援本部を立ち上げ、受け入れ態勢を強化いたしました。

一方、この震災等により既に建築、建設資材の入荷不足や旅行客のキャンセル等、島内経済への影響がもう既に出始めております。被災地域復興に向けた物的、人的支援、避難者への支援はもとより、原発事故の対応を含め、各関係機関との連携を図りながら、正確な情報収集と的確な情報伝達に努め、市民の安心、安全の確保に努めるとともに、島の経済への打撃を最小限に食い止めるべく努めてまいります。

先ほどの総務文教常任委員会でもご指摘を受けましたが、企業等も大変な災害に遭って工場が機能しないというふうなことがあります。たまたま情報として入りましたが、石巻市のある水産会社が全滅をしたということで、佐渡も本社移転の候補地の一つとして検討しているそうでございます。そういうことも含めて、支援の手を広げていきたい。また、宮城県被災地が中心ですが、島が9つありまして、全部で人口が5,400あります。まだはっきりとした連絡がとれておりませんが、島を中心にしてもできるだけ支援の手、特に水産業等で大被害を受けているということでもございますので、支援の手を伸ばしていきたいと考えているところでございます。

さて、今定例会に提案いたしました各種重要案件につきましては、慎重なご審議を経て議決いただき、厚く御礼申し上げます。施政方針において新年度の市政に係る所信の一端を述べさせていただきましたが、今後も佐渡市の将来ビジョン、これをきっちりと踏まえて、主要産業である農林水産業の振興と交流人口の拡大を目指し、本年度も引き続き経済構造の改革を積極的に推し進め、産業の稼働率上昇、雇用安定と景気回復を重点的に取り組んでまいります。

さて、この26日には佐渡高等学校野球部が島から初めて甲子園に出場し、第1試合目が始まります。佐渡の子供たちの大舞台ではつらつとしたプレーが、この震災でややもすると沈みがちな島民の心に、そして国民の心にしみ込んで、大きな感動と勇気、そして復興に向けた希望を与えてくれるものと確信しております。島民挙げての応援をお願いしたいところでございます。現在も被災者で多くの方々が避難生活を余儀なくされております。一刻も早い復興に向けての支援と島内の景気対策に努めることをお誓い申し上げますとともに、議員の皆様、市民の皆様方におかれましても、ご支援、ご協力をお願いし、議会閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

○議長（金光英晴君） 以上で会議を閉じます。

平成23年第2回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 5時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年3月22日

議 長 金 光 英 晴

署 名 議 員 中 川 剛 一

署 名 議 員 金 田 淳 一